

成長と分配の好循環を実現するための競争環境の整備について

令和4年5月19日
自由民主党政務調査会
競争政策調査会

競争政策調査会では、世界各国で共通課題となっているデジタル分野における公平・公正なルール作りに積極的に貢献してきた。昨年末からは、モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索などからなる「モバイル・エコシステム」を形成するプラットフォーム事業者がデジタル市場の競争構造に与える影響について検討を行い、令和4年4月21日に「モバイル・エコシステムの健全な発展に向けたルール整備について」提言を行ったところである¹。

競争政策調査会においては、昨年末以降、デジタル分野以外にも、クレジットカードの取引、官公庁における情報システム調達、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスについての取引実態や、世界的なグリーン・トランスフォーメーション（GX）の動きに対応するための事業者の取組、価格転嫁円滑化を中心とする中小事業者等の取引公正化に向けた政府の取組についても、競争政策上の観点から検討を行ってきた。これらの分野における公正かつ自由な競争環境の整備は、「成長と分配の好循環」の実現による我が国経済の競争力強化に不可欠となっている。

さらに、これらの分野における諸々の課題に対応していくためには、独占禁止法の執行や競争環境の整備を担う公正取引委員会の体制の充実も欠かせない。

上記の問題意識に基づき、以下提言する。

1. 公正取引委員会のアドボカシーの強化

(1) 現状認識

様々な分野における新たな課題に迅速かつ的確に対応するためには、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を端的に指摘するとともに、それらの問題点等についての考え方やあるべき姿を分かりやすく提示する「競争の活性化に関する唱導（アドボカシー）」を効果的に行うべきである。その上で、いわば「改革官庁」公正取引委員会として、関係府

¹ <https://www.jimin.jp/news/policy/203388.html>

自由民主党ホームページ「モバイル・エコシステムの健全な発展に向けたルール整備について」（令和4年4月21日）

省庁、関係事業者等に対し改善を働きかけ、競争環境を適切に整備していくことが重要である。

アドボカシーを効果的に実施していくためには、各業種、業界の事業活動や経済実態等を正確に把握する必要がある。公正取引委員会は、これまでも様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査を通じて、独占禁止法上の問題点を指摘するとともに、競争の促進、消費者利益の増進、事業者間取引の不公正の是正等につながるような競争政策上の観点からの改善・改革を提言している。このような実態調査における指摘・提言によって、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善や、制度所管官庁による規制制度の見直しなどを促し、競争環境の整備を図ることは、アドボカシーの重要な柱の一つである。

(2) 対応策

実態調査をよりの確に実施するためには、その対象となる関係府省庁や関係事業者等から、調査の意義についての十分な理解と協力を得る必要がある。また、その周知・公表について、分かりやすく、世の中に浸透しやすいものとしていくことなどにより、実態調査を通じた競争環境の整備を更に効果的なものとすることも重要である。

これらに対応するために、公正取引委員会は、実態調査の役割・意義、その対象分野や実施方法等についての基本的な考え方を明らかにし、実態調査による世の中の影響・変化についても広報を行うなどにより、実態調査に対する幅広い理解と協力を求めるべきである。また、調査結果の公表・周知においては、実態調査の背景や問題意識を明確にするといった分かりやすい発信を行うべきである。さらに、実態調査を一層効果的なものとするため、十分な体制を整備した上で、より広範な業種・業界に対する実態調査や、積極的なフォローアップを実施するとともに、実態調査で得られた知見や情報を有効に活用して、当該調査の対象となった分野における積極的な法執行に取り組むべきである。

「新規株式公開(IPO)における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」(令和4年1月28日公表)、「官公庁における情報システム調達に関する実態調査」(令和4年2月8日公表)、「クレジットカードの取引に関する実態調査」(令和4年4月8日公表)については、これらの指摘を受け、関係府省庁や関係事業者等において対応が検討されるなど、その効果が現れている部分もあるが、引き続き、次のとおりの取組を実施していくべきである。

ア 新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について

公正取引委員会は、今後、IPOに関連する取引において、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処していくべきである。

イ 官公庁における情報システム調達に関する実態調査

公正取引委員会は、デジタル庁等の関係省庁と連携しながら、本報告書で示した考え方の普及・啓発に努め、官公庁、ベンダー等において自主的な取組が行われ、官公庁の情報システム調達において公正かつ自由な競争が促進されるようにすべきである。加えて、情報システム調達における独占禁止法違反行為に対しては、厳正に対処し、さらに、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題であり、デジタル社会の実現に遅れがあってはならないことから、我が国のネットワークを含む情報システムに関して、多様なベンダーの新規参入の促進が図られているかなどについて、引き続き、当該分野を注視する中で、速やかにフォローアップを行うなど、デジタル庁と連携して、競争環境の整備を行っていくべきである。

ウ クレジットカードの取引に関する実態調査

公正取引委員会は、加盟店手数料の引下げを通じ、加盟店の負担を軽減するとともに、加盟店間の負担格差を是正する観点から、インターチェンジフィーの標準料率を定めている国際ブランドに対し、標準料率の公開を求めていくべきである。また、国際ブランド間の公平性にも配慮する観点から、全ての国際ブランドに対し、インターチェンジフィーの平均料率の公開を求めていくべきである。さらに、引き続き、クレジットカード市場の動向を注視し、特に、インターチェンジフィーの標準料率が公開された場合には、国際ブランド間の競争状況を注視するとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していくべきである。

2. グリーン社会の実現に向けた取組と競争政策の在り方

(1) 現状認識

公正取引委員会は、複数のガイドラインや公表されている相談事例において、事業者が共同してGXに対応するための取組を進める上で参考となる独占禁止法上の考え方を示してきている。

事業者や事業者団体が GX に向けた具体的な取組を行う際に、それらの取組が独占禁止法上問題となり得るとの懸念もあるが、基本的には、独占禁止法・競争政策が GX の推進の障害となることはない。むしろ、EU の排ガス装置カルテル事件（大気汚染を低減する技術開発の競争を制限する行為に対し、欧州委員会が措置を採った事件）のように、環境問題への対応のためのイノベーション競争を制限する行為に厳正に対処することにより、事業者等による GX に向けた取組を後押しすることもできる。

ただし、現状では、包括的なガイドラインは策定されておらず、事業者や事業者団体が GX に向けた具体的な取組を実施するに当たり、独占禁止法に抵触するリスクを懸念し、事業活動が萎縮するおそれがあるといった指摘がなされることもあることから、独占禁止法の適用に係る予見可能性を更に高めることは重要である。

また、事業者等による GX に向けた取組の支援においては、炭素税や排出量取引といった環境規制の整備など環境政策が中心的な役割を担うものであり、独占禁止法・競争政策の役割は補完的なものであることに留意する必要がある。

（２）対応策

ア 公正取引委員会による独占禁止法の執行

公正取引委員会は、GX の実現を阻害するような競争制限行為や、グリーン・ウォッシュ（企業が環境に配慮しているように見せかける手法）に当たる競争制限行為に対して、厳正に対処していくべきである。

イ 公正取引委員会による積極的な相談対応

公正取引委員会は、事業者や事業者団体が、GX に向けた具体的な取組を萎縮せず行えるようにするために、事業者や事業者団体からの個別の相談に積極的に応じ、考え方を明らかにしていくべきである。

ウ 独占禁止法上の考え方の明確化

さらに、公正取引委員会は、GX に向けた具体的な取組を行う事業者の独占禁止法の適用・執行に係る予見可能性を一層高める観点から、想定される GX に向けた具体的な取組について情報収集を行った上、それらの取組に係る独占禁止法上の考え方の明確化を図るべきである。

3. デジタル市場の健全な発展に向けた競争政策の在り方

(1) 現状認識

近年、経済活動のデジタル化が増々加速する中で、多くの分野において、革新的なデジタル技術やデータを駆使した新たなサービスやビジネスモデルが誕生し、社会経済生活に多大な便益をもたらしている。その一方で、デジタル分野においては、ネットワーク効果や低い限界費用といった特徴により、特定のプラットフォーム事業者への集中が生じやすく、独占・寡占による弊害が懸念されている。そのため、公正取引委員会は、デジタル分野における公正かつ自由な競争環境を整備するため、デジタル分野の取引実態の把握を進めるとともに、独占禁止法の執行強化に取り組む必要がある。

(2) 対応策

- 政府は、世界各国で行われている制度の検討を十分に踏まえ、世界各国と協調しながら、モバイル・エコシステムの健全な発展に向けてのルールの検討を早急に進めるべきである。その際、独占禁止法やデジタル・プラットフォーム取引透明化法などの既存の法枠組みでは対応しきれない可能性も踏まえ、法制面も含めた検討を行っていくべきである。公正取引委員会においては、世界的に寡占状態にあるモバイル・オペレーティング・システム（OS）分野における競争の実態の把握等を進め、デジタル市場競争会議におけるこれらの検討に積極的に貢献すべきである。
- 公正取引委員会は、事業者による利用が拡大し、重要性が高まっているクラウドサービス分野について、取引実態や競争の状況を把握するとともに、利用者における他の提供事業者のサービスへのスイッチング（データ等の移替え）や他の提供事業者のサービスの併用も含めた、利用者によるクラウドサービスの自由な選択を確保する環境整備等の観点から、報告書において、クラウドサービスを巡る独占禁止法上及び競争政策上の考え方を整理すべきである。
- 公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる具体的な事案には厳正・的確に対処し、また、イノベーションの芽が摘まれることがないよう、デジタル分野の企業結合について、迅速・的確な審査を行っていくべきである。

4. 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

(1) 現状認識

現在、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、ウクライナ情勢

による影響もあり、原油を始めとするエネルギーコストや原材料価格が例年にも増して高騰しており、最近の円安の進行による輸入物価の上昇もあいまって、企業物価指数が高水準で推移している。このような状況の中、中小事業者等が賃上げの原資を確保できるよう、適切な価格転嫁を可能とする取引環境の整備を行い、サプライチェーン全体でコスト負担していくことが従来にも増して重要となっている。そのため、公正取引委員会は、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」及び下請法上の「買ったたき」などの執行強化に取り組む必要がある。また、各種コストが上昇する一方で、原価割れ販売も懸念されることから、独占禁止法上の「不当廉売」への監視を強める必要がある。

(2) 対応策

- 公正取引委員会は、法違反が多く認められる業種について、関係省庁と連携し、事業者団体に対して、傘下企業における法遵守状況の自主点検を求め、中小事業者等において不当なしわ寄せが生じないように、取引環境の整備に取り組むべきである。
- 公正取引委員会は、今後速やかに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、サプライチェーンのつながりを踏まえつつ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する調査を実施し、必要な取締りを行うべきである。
- 公正取引委員会は、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に基づく取組を着実に実施するとともに、関係省庁とも連携しつつ、中小事業者等から寄せられる情報を最大限活用し、取引公正化に向けた更なる取組を検討するべきである。
- 公正取引委員会は、独占禁止法上の「不当廉売」に対しては厳正・的確に対処すべきである。

5. 公正取引委員会の体制の強化

(1) 現状認識

前述の各課題に対処するためには、公正取引委員会において、実態調査の継続的な実施、反競争的行為への厳正・的確な対処、海外競争当局との連携などに取り組むための体制を重点的かつ計画的に強化する必要がある。

(2) 対応策

取り分け以下の観点から、専門人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の拡充など質的な充実と併せ、組織・人員の抜本的な拡充など量的な充実を図る必要がある。

- 実態調査を通じた競争の活性化に関するアドボカシー体制の強化。
- 中小事業者等の取引公正化のための優越的地位の濫用に関する執行体制の強化及び下請法に関する執行体制の強化。
- 経済分析・審査情報解析分野を始めとしたデジタル市場における執行体制の強化。

(以 上)

競争政策調査会の開催実績

○令和3年12月17日（金）

議事：「競争政策における最近の動向」

（公正取引委員会、内閣官房（デジタル市場競争本部）より説明）

「中小事業者等の取引公正化に向けた課題と今後の対応について」

（公正取引委員会より説明）

「スタートアップへの出資に関する指針案」

（公正取引委員会、経済産業省より説明）

○令和4年1月20日（木）

議事：「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（中小企業・小規模事業者政策調査会との合同開催）

（内閣官房（新しい資本主義実現本部）、経済産業省、公正取引委員会より説明）

○令和4年1月28日（金）

議事：「新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握」

（公正取引委員会より説明）

○令和4年2月2日（水）

議事：「モバイルOS等の競争評価に関するヒアリング（1）」

（岸原孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事）

○令和4年2月8日（火）

議事：「官公庁における情報システム調達に関する実態調査」

（公正取引委員会より説明）

○令和4年2月16日（水）

議事：「モバイルOS等の競争評価に関するヒアリング（2）」

（泉水文雄 神戸大学大学院法学研究科・法学部教授）

○令和4年3月16日（水）

議事：「グリーン政策と競争政策に係る EU や欧州各国の最近の動向について」

（柳武史 一橋大学大学院法学研究科准教授）

○令和4年3月23日（水）

議事：「グリーン経済に向けた事業活動と独禁法・競争法」

（高宮雄介 森・濱田松本法律事務所弁護士）

（公正取引委員会からも説明）

○令和4年4月7日（木）

議事：「クレジットカードの取引に関する実態調査について」

（公正取引委員会より説明）

「中小事業者等の取引公正化に関する取組について」

（公正取引委員会より説明）

○令和4年4月8日（金）

議事：「デジタルプラットフォームを巡るルール整備におけるこれまでの議論について」

（内閣官房（デジタル市場競争本部）より説明）

○令和4年4月20日（水）

議事：「モバイル・エコシステムの健全な発展に向けたルール整備について（案）」

○令和4年5月16日（月）

議事：「成長と分配の好循環を実現するための競争環境の整備について（案）」